

再開 14:05

委員会を再開します。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「広告掲載事業の取組みについて」、報告を求めます。

#### ○ 行財政改革推進室主幹

広告掲載事業の取組みについて御報告いたします。配付いたしております「広告掲載事業の取組みについて」をお願いいたします。この取組みにつきましては、平成18年度に策定いたしました行財政改革実施計画で市有財産への有料広告の掲載の推進を具体的な推進項目に掲げていたところでございます。

最初に、2ページの飯塚市広告掲載要綱について御説明いたします。第1条の趣旨に規定いたしておりますように、新たな財源確保のために市有財産を広告媒体として有効利活用するものでございます。なお、広告掲載事業が円滑に推進できるように、要綱のほかに、本日は配付いたしておりますませんが、広告掲載基準、広告検討委員会規定、広告入り物品等の寄附に関する要領を制定いたしております。

1ページをお願いいたします。2の事業実施の種類等でございますが、収入型、広告料収入を得るものと、寄附型、物品等の寄附により財政縮減を行うものがございます。4の平成20年度の取組み状況でございますが、公用共通封筒、各自治会の隣組で使用する回覧板、市内全戸に配布する「くらしの便利帳」につきましては、本年1月末に公募を行い、業者が決定したところでございます。5の今後の実施予定でございますが、ホームページ、公用車、窓口封筒、給与明細書、各種冊子、各種通知用封筒などを計画いたしておりますが、早急な取組みを行いながら、新たな自主財源確保並びに歳出削減に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、広告掲載事業の取組みについて報告を終わります。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○ 川上委員

広告の範囲というのがありますね、第3条、これは7条の審査会で審査をして載せるか載せないか決めるということですか。

#### ○ 契約課長

この広告掲載事業につきましては、契約課のほうが事務については窓口といたしますか、総括的なものを行っておりますので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

今おっしゃいましたように、第7条、広告審査会の中において審査を行うということにしておるところでございます。

#### ○ 川上委員

市民から飯塚市が確信を持って広告したにもかかわらず、市民の側からこれはおかしいんじゃないかということが出たときは、市民はどこに申し出ればいいんですかね。

#### ○ 契約課長

これにつきましては、窓口が契約課となっておりますので、そういったものにつきまして、例えば市民の皆様方からのそういう御意見等々がございましたら、契約課のほうでお受けしたいと、そういうふうに思っております。

#### ○ 川上委員

市民は、契約課に言うわけですか、こういう広告は困るというのは。実施した側に市民は直接苦情を言うわけですね、そういうことですか。

○ 契約課長

この審査につきましては、実際、委員会、職員等々で関係課長で行うわけでございますけれども、実際にこの審査会の中には一般市民の方は入っておられません。ということから、市民からそういった申し出等がないように、苦情等がないように、私どものほうでは審査会の中で審査して、広告については決定をいたしたいと、そういうふうに思っております。

○ 川上委員

そういう答弁では何が何だかわからんわけです。だから、市の広告媒体というのは、市民共通の財産じゃないですか。だから、自分の財産に例えば「何とかかんとか誕生」とかね、お金を出して載せましたということになると、政治信条、宗教信条上のことにも関わるわけでしょう、自分の税金で出したものに自分が好まないものが載せられると。そういう場合に、載せた人にしか物は言えないのかということなんですよ。

○ 総務部長

契約課長のほうから御説明申し上げましたが、きょう添付いたしておりませんが、明確な基準、こういうのは駄目だというのを過去の先進事例等をもとに基準をつくっております。そういったものを見ながら、これはいいよ、悪いよというのもルールを作っております、それを審査会の中で再度チェックをしていくと。質問者が言われますようなことはないように精一杯努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

ないようにというのは当たり前なんだけど、起こったときに直ちに是正できるかということなんですよ。是正に当たっては、公平性がどうやって保たれるかということなんだけど、そのところはいかがですか。

○ 契約課長

それにつきましても、掲載基準それぞれ設けておるわけでございますけれども、それぞれの媒体についても寄附に関する要領等を定めまして、その中で運用していくわけでございますので、そういったものについても十分注意しながら、また公平性にも十分配慮しながら進めてまいりますと、そういうふうに思っております。

○ 川上委員

最後にしますけれども、企業の広告もとるでしょう。そうすると、広告費を出せる企業は載せることができるわけですね。広告費を出しにくい企業は載せにくいわけですね。それを自分が税金を出しておる、自分の財産ですよ、言うなら。それに、お金を持っている企業は同じ業種で競争している相手で、お金を持っておるところの企業は市の媒体を使って広告できると。しかし、そこまでの余裕がない企業は出せない。それが民間の広告媒体であれば仕方がないわけです。ということになるわけでしょう。ところが、自分の財産ですよ、言うなら。そういうときに矛盾を生むでしょう。民間出身の市長は首を横に振られてますけど、そういうものじゃないんですよ。だから、そういったことも含めて慎重にどういう検討をしたのかと。首を振るということは、市長は検討して出したんだから首振っているんでしょう、少し説明してください、そしたら。

○ 総務部長

当然、質問者言われました案件、公平というのもございますが、広告料をいただいてということになりますものですから、そういった分については自ずと限界があるということについて、御理解のほどよろしく申し上げます。私ども試行として、市の財産、財政が厳しい中、収入確保という観点から、行革の一環、これ計画の中にも上げております。それを、実施を遅まきながら始めたというところでございます。状況を見ていただいて、今後とも御意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 川上委員

わかりにくかったみたいなので、例えば広告の範囲第3条に、個人または法人の名詞広告は掲載しないと書いてますね。そしたら、例えば鯉田共同排水池の塔がありますね、あれが一番食品、「世界の何とか」とか、書くのはどうなんですか、これは。範囲に入らないんですか、入るんですか。

#### ○ 契約課長

今、これスタートしたところでございますけれども、それぞれ個別の案件等々がございますけれども、そういったものについてはそれぞれ審査していくということになりますので、そういったところで御理解をいただければと思っております。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○ 兼本委員

広告の種類、範囲は、要綱の3条で書いてあります。これは先ほど川上委員としては、広告そのものを税金で購入した物件とか、税金でいろいろ自分たちの財産にお金持ちだけは広告するのはということで、いささか疑義があるというような質問ですが、これはしかし全国的に他自治体においても、行財政改革の一環として収入を幾らかでも取ろうということでやられているところの先進地もたくさんありますので、よくそこのところの今の疑義についてはどういうものか、よく調べておってください。

そして、10条で、市長は広告の募集、広告の作成等の業務を広告取扱業者に委託することができる。けれど、大体広告というのは自分のところで広告を作って、そしてこれを載せてくれということが私は原則やろうと思うんですね。市が例えば誰々さんが広告をしたいということに来たときに、どういう広告を出したいですかということで、大体本来は自分のところで広告の作成とか何とかやってもらって、これを載せてもらう。そうせんと広告の作成業務を委託することができるとなると、作成の委託料はそしたらお願いするほうが払うのか、市が払うのかという形になってくるわけですよ。そうすると、わずかな料金で広告を載せているのに、市が広告のデザインとか何とか、そういうものを考えますと、結構業者は金かかりますからね、余り利益にならんようになるわけですよ。だから、そこのところは明確にやっぱり、本来は広告する人がこういう広告でやりたいと、それを規制するのが広告の3条であり、ここにあなたたちが言う広告検討委員会ですか、そういうものがそれに適合しているかどうかということをやるのであって、ここのところ、「できる」ですから、「そうしなければならない」じゃなくて、来ればそれでもいいし、いよいよ何もないから、私お金払いますから紹介してくださいということまで含めているのかわかりませんが、その点は私は実際は広告を打ちたい人が、例えばテレビのスポットなんかを打ちたいときには広告を、テレビなんかはもう大きな媒体ですからね、あれデザイン料とか何とか含めたところでやりますけど、そうなりますと飯塚市がお願いすると、デザイン料からそういうふうなものまで含めてやるとすれば、相当な金額になるわけですよ。だから、どういうふうな形で考えておられるのか、今のところ。まだ今からやられるわけですから、そこまでは検討してないかもわかりませんが、どういうふうにご考えているのか、ちょっと答弁してください。

#### ○ 契約課長

一つは、今回、初めて寄附型ということで今スタートをさせていただいたわけでございますけれども、今の件でございますけど、委託ということでございます。第10条の委託、広告取扱業者に委託ということでございますけれども、この文言については、広告代理店といったところの取り扱いになろうかと、そういうふうに思っております。今回、説明、募集を行ったところ、広告代理店の方が手を挙げられて、その中で寄附型によるということで今進めておるところでございます。

#### ○ 兼本委員

広告代理店を通じてお願いするところもあるかも知れないけど、例えば個人で、例えば何々企業さんが、私はこういう形で、これから先考えられる公用車なんかの横に、こういう形で希望したいということがあった場合に、広告代理店を通じなくて自分のところでこういう広告を載せてくださいという方もおられると思うんですよ。だから、結局、これは幾らかでも利益を上げようとするわけですから、30円のものも30円でもらいたいわけなんですよ。委託とか何とかすると、30円のものも10円に減ることもあるわけですよ。だから、なるべく、飯塚市は財政の利益を上げたいためにするわけですからね、余り媒介を入れないほうがいいわけなんですよ。そうすると、市の職員でやるということはなかなか厳しかろうから、だから例えば打ちたい方はこういう広告を打ちたいとか、あるいは自分でそれを考えられないときは、広告代理店なら代理店に頼んで、代理店からこういう広告を打ちたいという製品を出してもらうのか。これからいくと、広告の作成ですから、打ちたいという方が来たら、それならデザイン料までどこか広告のものまで考えると、結構な割高な金額になって、それだったらやめておこうという話になるかも知らんし、だからそこをどうするのかと言っているんです。広告代理店を通じてやることはもうわかってますよ、当然。個人で自分のところで、今パソコンでいろんな意味で広告を自分で、優れた人は作れますけど。けど、そうではなくて、普通の方は、広告打ちたいという方が来た場合に、そんならどういう広告ですかと言ったら、いや私のところはデザインできないから、お金かかってもいいから、広告会社に頼んでくださいということでお願いすれば、これは10条は適用できると思いますけど。だから、そういうふうなことでどうするのかということです。経費をそこに使っていたら、個人の経費を30円のやつに委託とか頼んで、それに10円払うと20円しか儲けにならんようになりますからね。それじゃあ、もう余り大したことにならんと思いますから、その点はどうするのかということを確認しているんです。

#### ○ 契約課長

今、寄附型、それから広告収入型とございますけれども、広告収入型、例えば公用車に張りつける、例えば広告等、それは個人さんになることもあるかも知れませんが、企業さんになることもあるかも知れませんが、そういった場合については、例えば公用車に限って申しますと、要綱等を定めた中で、例えばどれぐらいの大きさといった中で、これが1カ月何千円とか、そういった部分で募集をかけたりますけれども、基本的にはそれぞれの個別によって個人さんが申し込みされる場合もありますでしょうし、会社、企業が申し込みされます場合がありますから、それはそれぞれその方たちのデザインとか、そういった部分が出てくるかと思えます。それによって掲載するということになりますので、例えばさっきおっしゃったように、例えば自分のところでデザイン等ができないからということであれば、そういったところの斡旋とか、広告代理店とかいう形にはなるかと思えますけども、それぞれ一つ一つの案件について今後詰めて、募集する上で要綱をしっかりと決めた中で対応していきたいと、そういうふうに思っております。

#### ○ 兼本委員

二通りある。一つのやつについては、当然寄附型のやつは向こうで作ってきますからね、これはもう当然問題ないと思うんです。だから、広告型ですよ。だから、広告型のやつを例えば飯塚市が指定する広告代理店を通じないと駄目ですよとかいうことの規制をかけないように、自由裁量で、ただ自由裁量って何でもかんでもいいというわけじゃないですよ。この要綱にのっとって、要綱でオーケーのものであれば、個人が持っているのが、例えばデザイン会社にちょっとお願いしますと言ってから、あなたたちが斡旋するとかいうことになるかも知れませんが、それは構わんわけですけど。ただ、どここの広告、どここの委託、うちの例えば指名業者でないところの広告会社が来たら駄目ですよというようなことのないようにきちっとやってもらったかと、これは例えば飯塚市だけじゃなくて、もしかしたら福岡県、あるいは

九州全域のところからも来るかもわかりませんからね。だから、そういうことで、そういうふうな規制をかけないように、自由に誰でもがお金を出せば広告が打てるんだという形のを原則として持ってもらわないと、うちの指名業者の広告がそういうところの仕事を通じてやらずと駄目ですよということのないように、ひとつ今からのことです。よく検討して、一件でも多く広告をとって、そして早く車とか何とかにも出すように、何かホームページは余り大してもうからんという話でしたから、よく相談してやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 柴田委員

5番の今後の実施予定という中にちょっと入ってないんですが、他県でちょっと見たことがあるんですが、ごみ袋にたくさんの業者というんですか、たくさんのコマースが載ってありましたのを見たことがありました。かなり随分昔のことなんですけれども、そういうこととか、それから宗像市の方でもやっているんですけど、飯塚市の市報等にも載せることがいいんじゃないかなと思います。このような本当に提案といいますか、このようなことになってきたことは本当に財政の厳しい中で大事なことだと思いますので、ぜひ今後の取組みの中でごみ袋とか市報等にお考えはないかお尋ねいたします。

○ 契約課長

今申されましたように、飯塚市の指定ごみ袋と、それから可能な限りこういったものについては、今後原課職員それぞれ説明会等を開いた中で、そういったものが広告媒体があれば積極的に導入していきたいと、そういうふうに考えております。

○ 柴田委員

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。このほかに本当に何か市として収入源が得られないものかということをしっかり考えていただいて、今後も何かと取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 安藤委員

ちょっと何点が聞かせていただきますけれども、第9条の物品の寄附というところがありますけれども、これはどういったものを想定されているのでしょうか。

○ 契約課長

寄附型につきましては、広告媒体といたしましては、一つ今回スタートしました公用共通封筒、それから同じく回覧板、飯塚市くらしの便利帳でございます。それから窓口封筒、それから給与明細書、それから名札、そういった各種配布印刷物の用紙等ですね。それからそのほかにもございますけれども、ほかに上がってきているのは、一つは福祉タクシーの利用券、それから障がい者ハンドブックといったところのものが一応原課からは上がってきております、予定としてはですね。

○ 安藤委員

一度穎田のほうで取り組んだことがあるんですけれども、一つの封筒に何社かの企業さんの広告を得て、それ寄附を受けてということとか、広告代を取ってということだと思っておりますけど、そういうイメージじゃなくて、1社の名前が入って、それをその業者さんというか、広告を載せるところから寄附していただくというイメージでよろしいんですか。

○ 契約課長

寄附型の場合については、1社の場合もあるかもわかりませんが、数社になる場合もございますので、そういったところでは1社以上になるかなというふうには想定しております。

○ 安藤委員

それと、募集の仕方、それから広告料って寄附型じゃなくて広告費を取るわけですけども、その広告料の目安とかいう部分というのは、もちろん決めてあると思うんですけども、それから広告を載せる期限ですね、これ永遠にずっと続いていくのかという、そこら辺もどのように考えてあるかお聞きします。

○ 契約課長

まず、広告の掲載の期間ですけども、それぞれ封筒もまとめて例えば寄附していただくとか、車については広告収入という形ですみますので1年とかいったところで、そういったそれぞれの媒体によって基準、要綱なりを定めまして、募集要項も当然そうなんですけども、そういった広告媒体ごとに要綱、要領ですか、そういったものを定めた中で期間そのものも決めていくということで、例えば今回の寄附型の場合でしたら2年程度ですね、枚数的にそういう形でその媒体によって設定をしていきたいというふうに考えております。

○ 安藤委員

例えば、じゃあ公用車に広告を載せますという部分でいえば、それはやっぱり期限を切ってしまうことになるのでしょうか。それとも大体の目安ですけども、じゃあ公用車の場合に、横に例えばそういう宣伝を載せるということであれば、大体お幾らぐらいを想定されているのかというのはわかりますでしょうか。

○ 管財課長

はっきり申しまして、飯塚市も先進地並みではございませんので、他市の直方とか、既にやっているところからいろいろ情報をいただきまして、1カ月単位の最長3年間、それと大きさにつきましては50cm四方で250、1cm<sup>2</sup>当たり2円ですので5千円、片手50cm四方ですね。そういうふうなことで今内部の方で検討いたしているところでございます。

○ 安藤委員

なかなかちょっと姿が見えてこないわけですけども、取組みとしては少しでも財政効果を上げようという部分でいいことだなと思ったりするんですけども、これは財政効果というのはどれくらい見込んであるのでしょうか。

○ 契約課長

今回の寄附型でございまして、公用共通封筒、これが約100万円程度、それから回覧板につきましては約200万円と。それから、くらしの便利帳については約380万円というところで、合計いたしますと約680万円ということですので約700万円近くいくのではないかなというふうには考えているところでございます。

○ 安藤委員

ありがとうございます。緒についたばかりではございますけれども、ぜひ成功させていただきたいというふうに思っています。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「窓口業務の開庁時間延長について」報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

窓口業務の開庁時間延長について御報告いたします。昨年10月から施行いたしております開庁時間の延長における利用者数等の集計結果について初めに御説明いたします。

配付いたしております資料「窓口業務の開庁時間延長について」をお願いいたします。2ページをお願いいたします。10月から12月までの庁舎別、所属ごとの取り扱い件数及び来庁者数を記載いたしておりますが、一番右側に1日当たりの平均を記載いたしております。な

お、上段に電話等の受付相談を含めた取り扱い件数、下段に来庁者数を記載いたしております。飯塚庁舎でございますが、1日平均取り扱い件数59.8件、来庁者数、41.2人、穂波庁舎は1日平均取り扱い件数32件、来庁者数20.3人、筑穂支所は1日平均取り扱い件数8.5件、来庁者数7.1人、庄内支所は1日平均取り扱い件数6.8件、来庁者数5人、颯田支所は1日平均取り扱い件数4.5件、来庁者数3.2人となっております。

恐れ入りますが、1ページの方をお願いいたします。これまでの利用状況等を参考にし、検討を行ってまいりましたが、市民サービスの向上を図るためには継続して実施することが必要であることから、4月から本格導入を行うことにいたしております。その実施内容でございますが、2の内容に記載いたしておりますように、実施日、実施時間はこれまでどおり毎週木曜日、午後5時から午後7時までの2時間延長を行います。本庁、それから教育委員会の一部、穂波支所の経済建設課及び筑穂支所、庄内支所、颯田支所は窓口延長を継続しないこととし、窓内延長の実施対象課といたしましては、本庁は課税課、納税課、市民活動推進課、市民課、健康増進課の6課。穂波庁舎は上下水道部の業務課及び穂波支所の総務課、市民環境課、保健福祉課の4課で継続実施を行うことにいたしております。今後におきましても、市民や議会の皆さんの御意見などをお聞きし、必要があるときには適時見直しを行いながら市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが、窓口の業務の開庁時間延長について報告を終わります。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「統計いづか2008の刊行について」報告を求めます。

#### ○ 総合政策課長補佐

「統計いづか2008」の刊行について、御報告いたします。合併後の新飯塚市における市勢の状況を明らかにする基礎資料といたしまして、平成20年版「統計いづか2008」を資料のとおり作成しております。今後資料については市のホームページに掲載いたしますとともに、刊行物については広報いづか4月号で発刊のお知らせを行い、本庁総務課及び各支所総務課で1部300円にて販売いたします。以上、簡単でございますが報告を終わります。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○ 川上委員

資料の9ページに地区別人口統計というのがあるんです。また、これに基づいて図表の3に地区別人口のグラフがあります。この中で飯塚から颯田までは地区別人口が書いてあります。この下に外国人というくくりになっているんです。で、この外国人というのはどういった方々ですか。

#### ○ 総合政策課長補佐

住民登録してございます外国人ということで掲載をしております。

#### ○ 川上委員

その方々の一側面がわかるように年齢別とかいうのはいいと思うんですけど、地区別人口という項目になっていますでしょう。で、この地区別人口じゃないでしょう、これは。どうしてこういうふうな飯塚地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、颯田地区で外国人というふうにしていいのか。これでいいですか。

#### ○ 総合政策課長補佐

外国人の方は、地区別じゃなくてひとくくりにするのはいかがなものかという御質問かと存じますが、今回につきましては、旧飯塚市で発行いたしました旧「統計いづか」に基づきま

して、こういう資料の作り方をしております。

○ 川上委員

だから外国人という地区がないでしょう。旧飯塚のことだから無批判に継続したということなんですね、今の答弁は。で、旧飯塚からおられる縄田さんどうですか、所管の部長でもある。

○ 企画調整部長

市民課のほうで住民登録をいたしております。その中で外国人につきましては、別に外国人登録という登録をいたしております。それ以外についてはこのような住民登録という形にいたしておりますので、このように地区別と、外国人という形で掲載していただいているというのが内容でございます。で、外国人の方々というのを地区別につきましては、ちょっと私よく存じてはいないんですが、これ地区別に仮に登録なきっている部分があれば、今後これ毎年作っていきますので、その中でこの地区別の中に盛り込むということも可能ではないかというふうに考えております。

○ 川上委員

やっぱりストレートに言わないとわからないですね。人権感覚が麻痺しているんじゃないですか。その地区別という人口統計をとる中に外国人というくくりを設けることの異常さですよ。そして指摘されてもわからない異常さ。だからこれ、ホームページに掲載すると言いましたね。だから早急にこれは是正して、テーマに基づいて適正に表を作られるように、またグラフを作られるように改善できませんか。このままホームページにも載せるというのはどうかと思えますよ、これ自身もそうだけど。

○ 企画調整部長

ここの地区別人口統計につきましては、このように、いわゆる地区別の人口、それから外国人登録に基づきました外国人の数ということにいたしておりますので、これが差別につながるというようなことではないというふうに私のほうは判断いたしております。

○ 川上委員

いや、これが差別とまでは言ってませんが、あなた方の人権感覚が麻痺しているんじゃないかと。で、今の答弁から言うと、これは改めないという答弁なんですね。そうすると、外国人地区というのがあなたの頭の中にあるということになりますよ。

○ 企画調整部長

そういうことじゃなくて、飯塚市内に外国人として登録されている人数はこれだけですよというような意味合いでございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 14：45

再 開 14：46

委員会を再開します。

○ 企画調整部長

9ページの表題につきましては、地区別人口統計というような表題にいたしております。これにつきましては、外国人というのは一つの大きなくくりの中でこのように記載しておりますが、これのいわゆる名称につきましては、今後十分に検討させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 川上委員

図表の3と9なんです。それで何を十分検討するんですか、はっきり言って。何を検討するんですか。

○ 企画調整部長

検討する内容としましては、ここに、9ページでございます、地区別人口統計、これは地区



別に書いていますけど、外国人は一つの外国人登録の全体の数をこのように記載いたしております。この外国人の登録者をこの地区別の中に入れ込むのか、それとも、もう別立てで外国人登録者はこれだけですよという表題をつけた中で記載するのか、そこらあたりを十分に検討させていただきたいということでございます。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定の締結等について」報告を求めます。

#### ○ 総務課長

災害時における生活必需物資等の供給に関し、市内民間企業等との間において特別協定を締結いたしましたので、その概要を報告させていただきます。市内において大規模災害が発生し、避難所に市民等が避難した場合に、避難生活の支援を図るために食料品、飲料水、日用品、医薬品などの生活必需物資等の供給協力に関して協定を締結したものであります。生活必需物資につきましても、防災資器材とは異なり、物資の多くが比較的保存期間が短いということから、流通備蓄という考え方でその確保に当たろうとしているものであり、昨年3月に策定いたしました地域防災計画に基づくものです。協定内容の主な特徴としては、第1に「被災者支援価格」を設け、最長3日間を限度として、いわゆる利益抜きの原価による供給を行うこと。第2に市内の各店舗等から最寄りの避難所へ直接物資を供給することなどです。既に北九州市においてはこうした取組みを実施し、地元民間企業等との間に災害協定を締結しております。本市におきましても、市内に店舗等を展開する企業に呼びかけ、応じていただいた11社との間で12月24日に調印式をとり行いました。その後、さらに1社の御協力をいただき、計12社との間に協定を締結いたしました。今後は協定店であることを示すステッカーの交付を行い、平常時において図上訓練等を行うなど、連携の強化に努めることとしております。

なお、協定締結企業は以下のとおりです。麻生芳雄商事株式会社、イオン九州株式会社、株式会社飯塚井筒屋、エフコープ生活協同組合、嘉徳無線株式会社、株式会社新生堂薬局、株式会社スーパー大栄、株式会社ナフコ、株式会社ニューマルシン、株式会社ハローデイ、株式会社丸和、株式会社トライアルカンパニー、以上でございます。

なお、市内指定避難所の案内について、宝くじ助成により市内6カ所に案内板を設置いたしました。また、立岩地区社会福祉協議会の御協力及び地元市民の御理解をいただき、立岩公民館に指定避難所サインを設置しましたので、あわせて報告いたします。今後も地域防災計画に基づき避難誘導設備の整備に努めてまいります。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

暫時休憩いたします。再開を3時といたします。

休 憩 14:50

再 開 15:06

休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、「ダイヤ機械株式会社社有地に係る無償譲渡契約の締結について」報告を求めます。

#### ○ 管財課長

平成20年8月21日付で飯塚市平恒195番地、ダイヤ機械株式会社池上幸雄代表清算人から、社有地の寄附申出書提出の報告を去る9月26日の総務委員会で行ったところござい

ます。その後、10月9日、10日に地元自治会長に報告説明を行いました。またダイヤ機械に対し、土地の土壌状況等について詳しく調査聞き取りを行いました。また、土壌改良工事の措置完了報告書及び土壌調査及び土壌改良工事総括報告書の提出をさせました。

本件に関しましては、関係部署と協議を行い、土地の一部について改善要望をいたしておりますが、企業誘致予定地として適地であることから受け入れを決定し、12月12日に決定通知書を送付、12月26日に無償譲渡契約の締結をいたしました。今後は改善要望した附帯工事が完了後、速やかに所有権移転登記を行います。

物件の表示ですが、面積は62,001.03m<sup>2</sup>、建物床面積が9,449.50m<sup>2</sup>でございます。宅地ほか工場、事務所建物もございます。

それともう一点、つけ加えさせていただきますと、先日の総務委員会でダイヤ機械の、なんで無償譲渡かということで再三質問を受けましたので調べましたところ、ダイヤ機械の社有地は飯塚市の福岡製作所と神奈川県に相模製作所というのがあります。面積が約3万4千m<sup>2</sup>ですが、これについては平成17年3月に売却済みにて、福岡の価格の三、四倍ということで聞いておりますが、残るは福岡製作所の飯塚のみとなっております。それで清算開始から6年目に入り、福岡製作所だけが残っておりますので、早期に結了を図りたいということの再三の調査でわかりました。以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○ 川上委員

かなり重要な案件なんですね。それで、資料を2つ求めたいと思うんです。1つは契約書、それから土壌調査に関する今報告書をとったというふうに言われましたけど、その2点。で、今日提出できるものが売買契約書ということであれば、とりあえず今、売買契約書だけでも出してもらって、土壌に関するものは後日早急に出してもらいたいと思います。お願いします。

#### ○ 委員長

執行部にお尋ねしますが、ただ今、川上委員から要求のあっております資料は提出できますか。

#### ○ 管財課長

無償譲渡契約書につきましては、すぐ提出できます。それから土壌調査及び地下水等の土壌改良工事を行いました総括報告書につきましては、ちょっと部数も厚うございまして、どの分かわかりませんので、後日をお願いしたいと思います。

#### ○ 委員長

おはかりいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料については、要求することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

準備されておりますので事務局に配付させます。

( 資料配付 )

質疑はありませんか。

#### ○ 川上委員

この件については、皆さんが現地調査を最初にしたのは平成19年9月4日ですね。それで、売買契約の正式申し出が昨年8月21日ということだったんですが、その間のダイヤ機械とのやりとりはどのようなものであったか、概括のところを聞かせてください。

#### ○ 管財課長

平成19年9月に非公式ではありますが、私ども担当窓口のほうに土地建物を一括寄附する打診がありました。それで、あくまでも非公式でしたので、どういう土地かわかりませんので

現地に行きまして社有地を見せていただきました。その後、あくまでも非公式でありましたので、どういう土地かとか、いろいろ話を聞いておったのが現状でございます。それで、正式に8月21日にダイヤ機械のほうで正式に無償譲渡の寄附願が清算人会で諮られ、出されたという状況でございます。

○ 川上委員

率直に聞きますけど、この無償譲渡契約書の原案は三菱のほうが書いたわけですか、あなた方が書いたわけですか。

○ 管財課長

市役所のほうでまず原案を作り、ダイヤ機械のほうの担当者に渡しまして向こうの清算人会で検討され、種々内容につきまして細かいところではありますが協議したところの無償譲渡契約書でございます。

○ 川上委員

この4条、譲渡物件の瑕疵担保責任、甲は乙に対し一切の瑕疵担保責任を負わないものとする。5条、危険負担、甲は譲渡物件の引き渡し前に天災地変により譲渡物件が棄損した場合でも附帯工事施行後の現状有姿乙に引き渡すものとする。この2項目については、市が原案の中に入れておったものですか。

○ 管財課長

第4条、5条につきましては、瑕疵担保責任につきましては、御存知のように、隠れた瑕疵については、お互い内容について、土の中でございますので、市のほうとダイヤ機械のほうで、すり合わせたところがございます。市が一般競争入札なり価格工事物件で売買する場合についても、この瑕疵担保責任については責任を負わない旨、必ず入れております。

第5条の天災地変につきましては、やはり内容等につきましてダイヤ機械とすり合わせして作ったものがございます。

○ 川上委員

ということは、あなた方が作った原案には4条と5条がなかったけれども、三菱のほうから注文がついて、すり合わせて4条、5条を入れたということですか。

○ 管財課長

市のほうとダイヤ機械で協議し、内容を作成したところがございます。

譲渡物件につきましては、市有地売却につきましての一切の瑕疵担保責任は負わない旨、入れておりますので、これにつきましては、市のほうとしても当然のことと考えておりますし、天災地変につきましても、現状有姿で乙に引き渡すと。市ですけど、そういうことで話をさせていただきました。

○ 川上委員

質問の仕方が悪いんですね。と思うんだけど、要するに4条と5条は、その前にあなた方が原案を向こうに渡したというんでしょう、これでどうかと。で、三菱と話し合っただけ最終的にはすり合わせて作ったというんでしょう。そのあなた方が最初につくった中に4条と5条は入っておったのかということを知っているんですよ。今のお話を聞いていると、入っていないように聞こえるし、わからんように答弁をしようというような感じにも感じられるし、部長が答弁したらどうですか。

○ 管財課長

大変すみません、答弁がまずくて申しわけございません。4条については、最初からこれは入れておりましたと認識しております。5条については、どちらが、私のほうに入れておったか、そのところは記憶にちょっと今のところわかりません、申しわけないんですけど。

○ 川上委員

非常に大事なところなんですよ。それで、あなた方が、市が最初に出した原案、それから

すり合わせの中で出てきた、その後の案があるでしょう。それ全部資料を出してください。そうすると、認識しているとか、よく覚えていないとかいうのは、もうこんなやりとりしなくて1回でわかるから。委員長、取り計らいをお願いします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 15 : 20

再 開 15 : 21

○ 管財課長

先ほど言われました私のほうの原本なり、向こうからの訂正分につきましては、現在の私の手元には残っておりません。残ってないので提出できません。

○ 川上委員

では、だれの手元に残っているんですか。

○ 総務部長

飯塚市のほうでも当然公有財産の払い下げをやっておりますし、そういったものをベースに事務方での打ち合わせをして原案を作った、ですから、その原案というのが、決裁文書については、その案で決裁ということでございまして、そう大きく変更点とか双方の話し合いの中で作りましたので、その一番最初のものでこれでした、次がこれでしたというような形で残ってはいないということでございますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

さっきのなぜ資料を要求したかという、4条と5条について、飯塚市の原案の中に入っておったんですかと聞いたときに、4条については入っておったと認識しているとかいう答弁をされたわけですよ。事実を聞いているんですよ。認識を聞いてないでしょう。見解とか認識とか聞いてない。事実を聞いているわけです。事実を答えないといかん。だから4条については答弁がしてないんですよ。で、5条についてはわからないということなんですよ。

この契約を何年もやりとりして、何年もやってきた、中心的にやったのは課長でしょう。その課長がこういう重大なことについて事実関係を答えられない、それからわからない。本当にあなたが契約の仕事をしたんですか。別の方が契約の仕事をしたんじゃないですか。ちょっと事実関係をもう一遍整理して、もう部長答弁できるんでしょう。部長答弁してくださいよ。

○ 総務部長

通常、先ほども言いましたように管財の方でも土地の売買契約書、ひな形と県あたりのモデルも参考に作っております。そういった中で、2条についてはこういうもの、それ以外のもの、こういうものについては向こうと双方話をして、こういう案でいいかというのを随時受けてこの案を作ったという記憶はございます。瑕疵担保の関係につきましては、当然私どもの払い下げ、これにも言っておりますので、当初からこういった形の記載については、案では入っておったということは事実でございます。天災地変、先ほど5条の関係を言われました。この部分の細かい表現については記憶がございませんが、こういった内容で当初のすり合わせの中からこういった表現についてはあったというふうに記憶をしております。

○ 川上委員

じゃあ、記憶しておるとか理解しておるとかいうのは信用できないので、後日、私としては委員長にもお願いして、所管事務調査をこの件についてはさせていただきたいと思います。

それで、先ほど2つの点について2点資料要求しましたけど、譲渡契約書のこれは時間の関係もあって、中を抜いて目録抜きで出ておりますので、各委員会提出の分については正式のものをきちんと揃った分を出してもらいたいと思います。

それと、今あるかないかわからんというふうに言われましたけど、あなた方が三菱に出した原案はよく探してみてください。こんなのがなくなっているとかいうのは大変と思うんです。

だから、それも私はあわせて資料を求めたいと思います。その上で、後日、今申しましたように所管事務調査をお願いしたいと思っております。3点目の資料要求をしたいと思うんですが、お願いします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

4条、5条が今問題になっているけど、これは模範の契約の例の中には、たしか4条5条は載っておるはずですよ。だから記憶しておりますとか何とかじゃなくして、模範のこれは例規集か何かでつくっているはずだから、多分4条、5条あるはずですよ。見てみたらわかる。

それと2条のいろいろ附帯工事が、別添図2の何々とか書いてあるけど、よくわかりませんので、何か黒板等を持ってきてもらって、こうなりますとかいうようなことで説明をしてもらわんと、これが無償譲渡の条件になっているようですので、これが履行できないとももらえないということのようですので、この点はひとつよく説明していただきたいと思います。

それから、9,449.50m<sup>2</sup>の建物があるということですけど、これは工場と事務所と合わせてそれだけあるということですかね。そうしますと、当然これは後で整地するなり、売却するためには当然平地にするのか、段差のついたままで計上するのか知りませんが、この建物の9,449というのは、かなり広い建物ですけど、解体費用としては大体どのくらい見ているわけですか。

○ 管財課長

工場の面積が約8,673m<sup>2</sup>です。それと事務所のほうが776m<sup>2</sup>ございます。

建物の解体につきましては、民間等から市である場合と大変差がございまして、それで、ちょっと見積もりはとったんですけど、それと粗計算で大変申しわけないんですけど、建築のほうでさせましたところ、1m<sup>2</sup>当たり1万5千円とか、何かそんな感じの話も出ておりましたし、民間ですれば、その3分の1とかいう話もありましたので、一応鑑定の見解書のほうで今、前のそこを鑑定いたしました不動産鑑定士に見解書として壊す費用というんですかね、その取り壊し等については見解書でいただいております。

○ 兼本委員

鑑定士が取り壊し費用を出すわけじゃないと思いますけど、業者が当然出すんだろうと思うけど、大体私が聞きたいのは、民間であるか市であるかということになりますけど、市がもらえば市の土地・建物になるわけですから、当然市が発注ということになるわけですよ。だから、ダイヤ機械の状態を取り壊して更地でもらうということではできないわけですよ、ダイヤ機械はそこまではやらないわけですから。だから当然市のほうで土地・建物を無償譲渡していただいて、当然取り壊しは市の費用でやらないかんと思いますので、それが幾らかかるんですかということ、ややこしく、その鑑定評価がどうのこうのじゃなくして、大体どのくらいかかりますということをおっしゃると答弁しないと、何か奥歯に物が挟まったことをすると、そこに何かあるのかなというふうな、考えたくないけどそういう考え方をしますので、ぱっと幾らということをお答えください。

○ 総務部長

先ほど今、兼本委員のほうからお話がありました。この建物がついたまま私どもは寄附を受ける予定と。で、後は解体をするのか、処分がもしできればそのまま処分をして、民で処分した後に解体していただければお安くなるというようなことで、今まで建物は、建物つきで処分をいたしております。そういった中でこの方法も検討しながらやっていきたい。金額につきましては、建築サイドで見れば億というような話も出ておられますが、本町の火災の際に億の単位が最終的には数千万円という形もございましたし、建築の単価につきましては若干不明瞭なところがございますので、処分する場合は不動産鑑定士の、これにつきましては建物解体関

係の意見書も鑑定出ますので、そういったものを参考に対応してまいりたいというふうに考えております。

#### ○ 兼本委員

プールと同じように建物つきのままで売却するのか、更地として売却するのかということの鑑定をとっているということですね。しかし、工場と事務所ですから、事務所はどこでも使えば使えると思いますけど、どの程度の事務所かわかりませんが、工場は今聞きますと、何か大きなクレーンみたいなやつが入った工場ということで、藤本委員が近くですから聞いたらそういうことを言われてますが、鉄の値段が高いときなら、それを売ると解体費の半分ぐらいは当然出たと思うんですけど、今、鉄が下がったから、ちょっと無理だろうと思いますけど。しかし工場で、プールといったら、もう建物は少ししかなかったからあれですけど、どの程度になるかわかりませんが、これはまだもらうということですから、跡地をどういうふうなところでということは恐らくまだ考えてはないと思いますけど、ちょうど道を挟んだ前に老健の施設がありますよね。だから、ある程度売却するということになる、当然あなたが言うような工場では、私は売れないだろうと思うんです。それと段差がありますからね、あの段差のままで利用する業者さんか、もしくは、もう壊して更地にする業者さんかということになるかと思いますが、売るとすれば当然地元のほうの合意とか、それからプールを売ったときも、なんであそこにプール売ったかと商店街からやかましく大分怒られましたから、商店街の意見も聞かないと、まあ、商店街は離れとるから、今度は聞かなくてもいいかもわかりませんが、かなり地元の意見も聞かないかと思うんですけど、活用法としてはどんなふうな活用法か。

#### ○ 総務部長

先ほど課長も御説明いたしましたが、ここは工業地域という用途指定がございます。それで企業誘致予定地という活用が一番用途的には適切ではなかろうかと。そういったところで商工部局、企業誘致ですね、経済部局と話をさせていただいております。

それから、地元の関係でございますが、関係する自治会長さんにも御説明申し上げまして、企業誘致予定地ということについては、自治会長さんたちについては異議がないというような御意見も承っております。

#### ○ 兼本委員

不動産鑑定士をお願いしているということですが、ちなみに、この建物は別にしても土地だけで鑑定の結果は出ているわけですか。大体総額幾らということの鑑定結果は出ているわけですか。当然会社ですから、清算に入って清算終了やらないと、いつまでも会社に残りますからね。今の説明で言うと、早く清算終了をしたいから処分したいということですから、そうしますと、土地の鑑定評価と、恐らく、今建物を壊してそのままダイヤ機械が持っておって売るとしても、しばらく時間がかかりますから、清算終了できないと。恐らく建物の壊し賃と土地の価格とは、そう大差ないんじゃないかなと思うんですけど、大体どのくらいか、出ておりましたら教えてください。

#### ○ 管財課長

今、先ほど答弁しましたが、附帯工事等いろいろしてもらっていますので、もう少し時間がかかりますので、あそこの路線価が道には1㎡当たり約8千円前後です、土地の路線価が。それで、御存知のように建物が建っているし、形状、それから段差、面積、課題等がありますので、詳しい値段はちょっとあれですが、約半分程度になるんじゃないかなと思うんですけど、4千円ぐらいの単価がつくんんじゃないかなと思うんですけど、考えております。

土地につきましては、4千円で6万㎡ですので2億4千万円、それに建物が建っている分を差し引きますと、もう少し下がると思います。

#### ○ 兼本委員

恐らく企業ですから、持っておいても利益が出るのであれば当然持っとくだろうと思うんで

す。とんとんか、もしくはもう、やってもそんなに損はかからない程度の金額じゃなかろうと思うんですけどね。で、ほかに何かダイヤ機械さんのほうから、これを無償でやります代わりに、何かほかにありますかということは何もないんでしょ。

#### ○ 管財課長

条件といたしましては、建物付きでもらってくれという条件でございます。

それと、図面のほうにあると思いますけど、図面の左の下のほうに3号口というのがあります。ここの下に市の排水路が入っているんですよ、幅2mぐらいの、高さも2mぐらいありますけど。これを市でもらってくれと、当然市の排水路でございますので。それと、右側の1号口と1号イの間にずっと排水路がございます。それが高さが七、八mありまして、これも市の排水路でございます。これも市の排水路ですので、相互関係がございますので、当然これを修理する場合については分筆等の関係が出てまいりますので、こういうのも条件の一つでございます。これも市の排水路ですので関係ございまして、これも合併前の平成15年から17年ぐらいいもらっていると思いますので、全部じゃないですけど、一部ですね。

#### ○ 兼本委員

そうしますと、1号のイと1号のロとを同時に使うということにするのであれば、この排水路を暗渠にするとか何とかの形の中で、水平にするのであれば、そういう形の工事が必要になってくるわけですね。現在のままでは高さが七、八mあるわけでしょう。1号のロが低いほうでしょう。で、1号のイが高いほうでしょう。だから結局、そういうような排水路があるとすれば、一段の土地として利用するであれば、そこのところは上の土を下に持ってくるということにすれば暗渠か何かにする必要があると。

とにかく私、このよく現地を知らんからわからんわけですよ、この図面もらって。それで、今、川上委員が資料要求されましたので、次のときには契約書がどういう形のものというのがぴしっと出てくると思いますので、そのときにまた見せてもらいますけど、いずれにいたしましても、このままの状態ですら、あなたが言うように4千円はないですね、㎡あたり。これはまだ下がります、ずっと。で、恐らく解体費ととんとんぐらいでいくんじゃないかと思うので、何も条件がなければ、せっかくくれるということですから、もう嫌がる必要な何もないと思いますけどね。ただ、あと有効利用がどういうふうにできるかということはありません。ただ、固定資産税だけがちょっとしばらく入らないようになりますけど、それもわずかなものでしょうから。いずれにしましても、今度はまた図面なんかもらいまして、よく見させていただいて、疑義があるところは次の機会に質問させていただきたいと思います。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

#### ○ 管財課長

公用車による交通事故の発生の報告をさせていただきます。去る1月14日ですが、3時40分ごろ、内野の飯塚市筑穂高齢者生活福祉センター前において、内野小学校の近所ですが、高齢者支援課職員が飯塚市筑穂高齢者生活福祉センターから帰庁するため、バックして方向転換しようとした際に、駐車中の相手方車両右前部に市車両の左後部を接触させ、双方の車両を損傷させたものでございます。双方に人身傷害はなく、車両の損傷の程度は、公用車はリヤバンパー及びバックドア等で、相手側は右フロントバンパー及び右フロントフェンダー等の修理が必要です。事故の原因は、市職員が発進する際に後方確認を怠ったことが主たる要因ですが、損害賠償につきましては、現在相手と協議中ですが、大体10対0で話がつきそうです、市が10ですね。職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転するように指導し

ております。今後事故を起こさないよう当該職員はもちろん、他の職員につきましても安全運転するように指導いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願ひます。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。